

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項】

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております（2021年5月11日、2022年5月10日、2022年6月23日、2023年6月21日、2024年4月25日、及び2024年6月21日開催の取締役会において一部改定を決議）。

取締役会は、取締役5名のうち2名が独立社外取締役、監査役3名は全員が独立社外監査役という構成であり、独立社外取締役及び独立社外監査役が取締役・監査役全体の過半数を占めております。

取締役の報酬等の重要事項を審議する際には、企業経営に携わった豊富な経験や専門性の高い知識等を有するこれらの社外役員による、独立かつ客観的な立場からの適切な意見、助言等を得たうえで、取締役会で議論の上決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

a. 報酬（業績連動・非金銭報酬を除く）等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の評価及び報酬等の決定方法、個人別の評価及び報酬等については、独立社外取締役及び独立社外監査役が取締役・監査役全体の過半数を占めている取締役会で議論の上決定される。

取締役報酬の水準については、外部サーベイデータ等を参照し、会社業績を反映できる内容になっているかどうか、市場競争力を確保できる内容及び水準になっているか等を勘案し、討議を経たうえで取締役会にて決定する。

b. 業績連動報酬の業績指標の内容・報酬の額又は算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、定量的な業績指標（税引前利益）の達成率に応じて計算される。最終的な業績連動報酬は、各取締役の当期の貢献度を基に代表取締役社長が調整し、取締役会にて決定されるものとする。

業績連動報酬は、業績指標達成率80%から支給開始とし、業績指標達成率100%時に支給率100%となるように設定する。なお、業績に大きな影響を与える事象が発生した場合には、都度変動報酬の仕組みを再検討することとする。

c. 非金銭報酬の内容・報酬の額若しくは数又は算定方法の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とする。対象取締役は、当社の取締役会があらかじめ定める期間中、継続して、当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとする。

取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額2億円以内とする。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することとする。

また、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）とする。

譲渡制限付株式報酬制度での当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、①一定期間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む契約が締結されることを条件とする。

d. 報酬・業績連動報酬・非金銭報酬の割合に関する方針

固定報酬、業績連動報酬の支給割合は、経営環境や他社における報酬水準等を踏まえ、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう適切に取締役会にて決定することとする。

e. 報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬及び業績連動報酬の決定については、年度業績の確定後に、株主総会後に到来する最初の取締役会にて決議することとする。

決議された内容に基づき取締役任期の初月に報酬改定が実施され、固定報酬は各月

に支払い、また業績連動報酬は報酬の額が確定次第遅滞なく支払うこととする。
譲渡制限付株式報酬の各取締役への具体的な支給時期については、取締役会において決定することとする。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社においては、報酬決定を第三者に委任することはない。独立社外取締役及び独立社外監査役が取締役・監査役全体の過半数を占めている取締役会で審議の上決定することとする。

g. 上記のほか取締役の個人別の報酬内容についての決定に関する重要な事項

当社の譲渡制限付株式報酬制度では、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約において、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等を定めている。